

令和5年12月20日

放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可
(令和5年12月20日 諮問第37号)

[基幹放送局提供子会社の保有等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、中村係長)

電話：03-5253-5777

放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可 (基幹放送局提供子会社の保有等)

1 諮問の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号。以下「改正法」という。）により放送法の協会に関する規定が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、放送法第18条第2項の規定に基づき、以下のとおり、協会の定款の変更の認可申請があった。

- (1) 定款の変更内容及び理由
改正法による放送法の協会に関する規定の改正に伴い、中継局の共同利用のための基幹放送局提供子会社の保有等に係る変更を行うものである。
- (2) 変更しようとする条項
別紙のとおり

2 施行期日

改正法の施行の日。

3 審査の結果

本件申請に係る協会の定款の変更は、改正法の施行後における放送法の規定に適合しており、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

現状と課題

1. 中継局の共同利用について

- 現状、全ての地上テレビ局が、ソフト（放送番組の制作・送出）とともに、**ハード（親局・中継局）を自ら構築し、保有・運用・維持管理。**
- 中継局の更新を控え、費用対効果の低い中継局の全てを個社で保有し続けることは限界。

2. 放送設備の外部利用への対応について

- 現状では、マスター設備（番組送出設備）や中継局などの放送設備の多くを、地上テレビ局が自ら設置。
- 今後、クラウド化など**外部利用が進んでいくことが予想**される。（特にマスター設備などの更新は大きな負担）

3. 放送番組の同一化について

- **現行放送法では、放送対象地域ごとに放送番組が異なるものとされており、現在の地上テレビ局は、同一化は認められていない。**
- 将来的に更なる固定的費用の抑制が求められるなか、個々の地上テレビ局単独での対応には限界。
- **今後の経営形態の合理化に資するよう、放送番組の同一化が必要。**

改正の概要

- 将来的な経営形態の合理化も見据え、現在の地上テレビ局が、中継局の保有・運用・維持管理を担う**ハード事業者（共同利用会社）の利用**を可能とする。（NHKと民放の連携も想定）
- NHKが、自らの設備だけでなく、子会社であるハード会社の設備を用いることを可能とする。

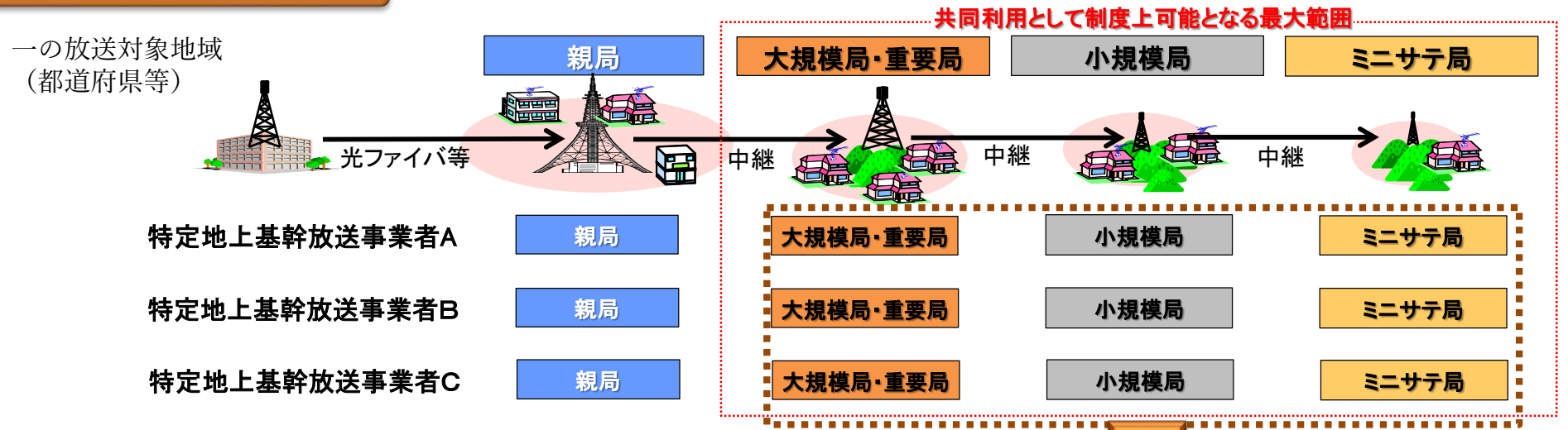
- **外部利用の際の監督規定の新設**を行う。
- 具体的には、外部利用を含む業務管理体制の適合維持義務を課し、その履行を担保する制度とする。

- 放送対象地域自体は変更せず、希望する地上テレビ局が、総務大臣の認定を受けることにより、複数の放送対象地域において**放送番組を同一化できる制度**を創設する。（例えば、同系列の隣県で同一化）
- 認定の要件として、同一化が可能な放送対象地域の数の上限や、**地域情報発信を確保するための仕組み**を講じることを求める。

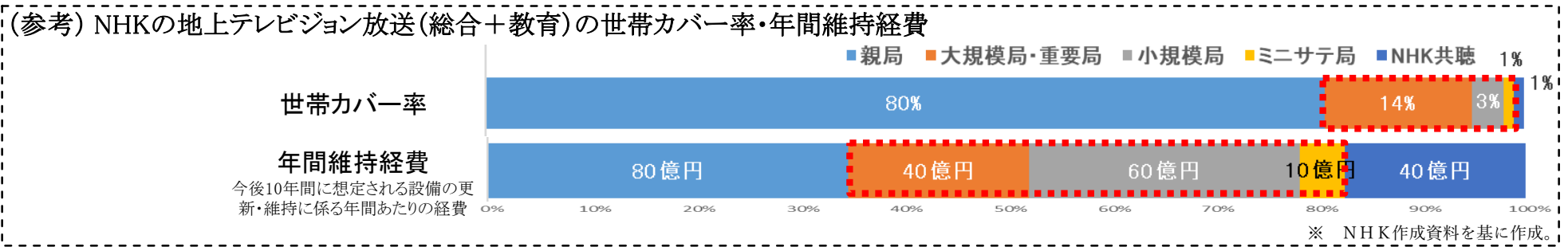
(参考) 「中継局の共同利用」の改正趣旨

- 現状、全ての特定地上基幹放送事業者（テレビ・ラジオ）が、その放送局ネットワーク（ソフト・ハード）を自ら構築している。
- 放送を巡る環境変化を踏まえ、**中継局を別の者（共同利用会社）がその免許人として**、（他の特定地上基幹放送事業者の中継局とまとめて）**運用**する（「**中継局の共同利用**」）ことによる効率化を可能とする。

中継局の共同利用イメージ



特定地上基幹放送事業者と異なる者（共同利用会社）が、中継局の免許人となり、その中継局をまとめて運用・管理



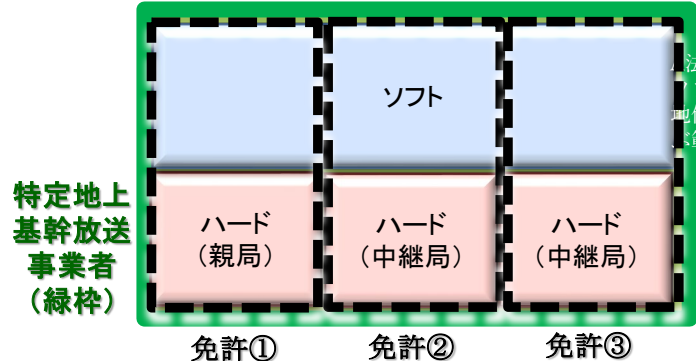
(参考) 「中継局の共同利用」の改正内容①

(1) 特定地上基幹放送事業者が、中継局の共同利用を行うための規定の整備

- 特定地上基幹放送事業者（ハード・ソフト一致）が、**現行の特定地上基幹放送局の免許のまま**で、**総務大臣による**（特定地上基幹放送事業者への）**確認※による簡易な手続**により、**他者**（基幹放送局提供事業者）**の中継局を用いて地上基幹放送の業務を行う（中継局の共同利用）**ことを可能とする。
※ 他者の中継局を用いる場合でも、自らの中継局を用いる場合と同様に実施できるよう、ソフトの設備やその業務管理体制の基準適合性について、総務大臣が確認（基幹放送の業務（ソフト）の認定は不要）。
- 中継局の共同利用を可能とするために、基幹放送の業務（ソフト）と放送局（ハード）のペアについて、
ソフト **特定地上基幹放送事業者（ハード・ソフト一致）は、自らの放送局（ハード）のみを用いることとされているところ、他者（ハード事業者。共同利用会社）の中継局を用いて放送することも可能とする。**
ハード **基幹放送局提供事業者（ハード事業者。共同利用会社）は、認定基幹放送事業者（ソフト事業者）のソフトのみに用いられることとされているところ、特定地上基幹放送事業者（ハード・ソフト一致）のソフトにも用いられることも可能とする。**
- 中継局の共同利用を行うに当たっては、**承継規定**（総務大臣認可により中継局を譲渡）**の適用**を可能とする。

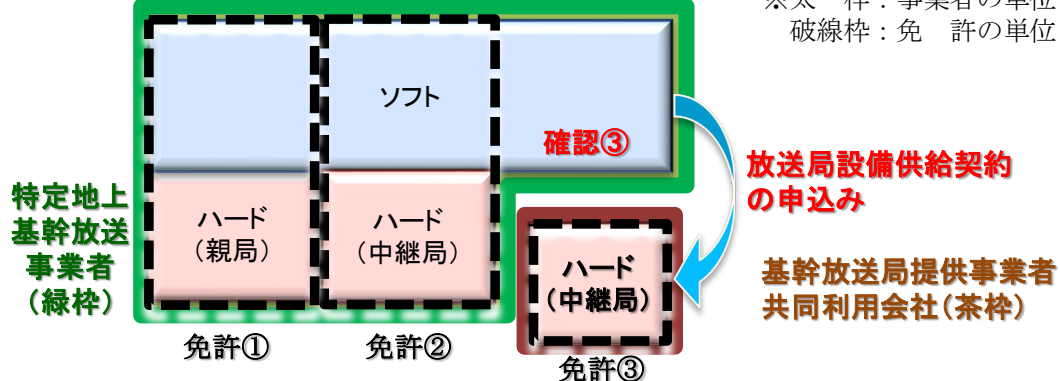
【改正前】

(放送区域①) (放送区域②) (放送区域③)



【改正後】

(放送区域①) (放送区域②) (放送区域③)



(2) NHKが、中継局の共同利用を行うための規定の整備

- NHKは、あまねく受信措置義務が課され、自らの放送局（ハード・ソフト一致）で地上基幹放送を行うこととされていることから、
 - ・ 地上基幹放送の業務の効率化を図る必要性が特に高い地域（総務大臣が告示指定）において、
 - ・ 中継局を保有・管理する共同利用会社（基幹放送局提供事業者）をNHKの子会社※（基幹放送局提供子会社）とすることで、

NHKが、「中継局の共同利用」を行うことを可能とする。

※ NHKの子会社は、現行法において、

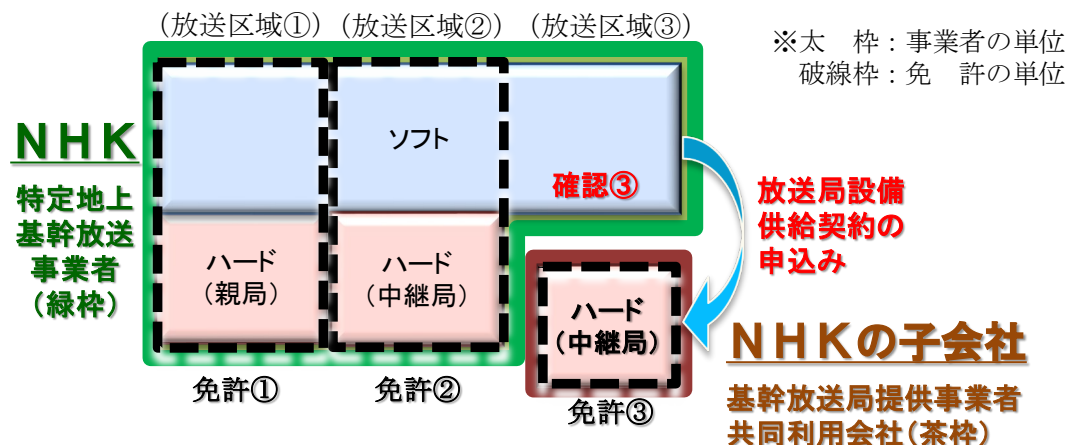
- ・ NHKがその議決権の過半数を有する場合
- ・ NHKがその議決権の40%超+資金調達の過半数等と定義されている。

- また、NHKの放送設備の子会社（共同利用会社）への譲渡は、譲渡制限（放送法第85条）の例外とする。

- なお、NHKに対しては、現行放送法において、民放があまねく受信できるよう努める責務を履行する際には、NHKは必要な協力をするよう努めなければならない（協力努力義務）とされている。

※ 放送法第20条第6項
協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（略）が第九十二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

【NHKが共同利用を行う場合】



(別紙)

日本放送協会定款変更案

※下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行
<p>(業務)</p> <p>第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は<u>第52条第2項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局（放送法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）</u>を用いて行われるものに限る。）を行うこと。</p> <p>ア 中波放送</p> <p>イ 超短波放送</p> <p>ウ テレビジョン放送</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2～12 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ウ (同左)</p> <p>二～五 (同左)</p> <p>2～12 (同左)</p>
<p>(出資等)</p> <p>第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、<u>放送法第20条の2</u>に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は<u>第53条第1項に規定する子会社</u>に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出資等)</p> <p>第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、<u>放送法第21条</u>に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。</p> <p>2・3 (同左)</p>
<p>(中期経営計画)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第84条第3項及び第5項第2号</u>において同じ。）</p> <p>二～七 (略)</p>	<p>(中期経営計画)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第83条第3項及び第5項第2号</u>において同じ。）</p> <p>二～七 (同左)</p>
<p>(経営委員会の権限等)</p> <p>第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 次に掲げる事項の議決</p> <p>ア～オ (略)</p>	<p>(経営委員会の権限等)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>ア～オ (同左)</p>

<p>カ <u>第61条第1項</u>に規定する業務報告書及び<u>第77条第1項</u>に規定する財務諸表</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 国内基幹放送（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる<u>もの</u>に限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このクにおいて同じ。）及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）</p> <p>ケ・コ (略)</p> <p>サ <u>第59条</u>の受信契約の条項及び受信料の免除の基準</p> <p>シ～セ (略)</p> <p>ソ <u>第53条第2項</u>及び<u>第58条第1項</u>に規定する基準</p> <p>タ <u>第54条</u>に規定する基準及び方法</p> <p>チ～ヌ (略)</p> <p>ネ <u>第5条第1項</u>、<u>同条第2項</u>又は<u>第52条第1項</u>の総務大臣の認可を受けて行う出資</p> <p>ノ～フ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(経営委員会の運営)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに<u>第64条</u>の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(理事会)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第70条第2項</u>の規定により経営委員会の同意を得る事項（<u>第71条第2項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(国内基幹放送の業務の方法)</p> <p>第52条 本協会は、<u>第4条第1項第1号</u>の業務を効率的に遂行するため必要があるときは、<u>総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資する。</u>この場合において、本協会は、当該出資</p>	<p>カ <u>第60条第1項</u>に規定する業務報告書及び<u>第76条第1項</u>に規定する財務諸表</p> <p>キ (同左)</p> <p>ク <u>テレビジョン放送による国内基幹放送</u>（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる<u>衛星基幹放送</u>に限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このクにおいて同じ。）及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）</p> <p>ケ・コ (同左)</p> <p>サ <u>第58条</u>の受信契約の条項及び受信料の免除の基準</p> <p>シ～セ (同左)</p> <p>ソ <u>第52条第2項</u>及び<u>第57条第1項</u>に規定する基準</p> <p>タ <u>第53条</u>に規定する基準及び方法</p> <p>チ～ヌ (同左)</p> <p>ネ <u>第5条第1項</u>又は<u>第2項</u>の総務大臣の認可を受けて行う出資</p> <p>ノ～フ (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>(経営委員会の運営)</p> <p>第21条 (同左)</p> <p>2～6 (同左)</p> <p>7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに<u>第63条</u>の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p>8・9 (同左)</p> <p>(理事会)</p> <p>第46条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 <u>第69条第2項</u>の規定により経営委員会の同意を得る事項（<u>第70条第2項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>三・四 (同左)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>をしている間、当該出資をした者を子会社として保有する。</p> <p>一 指定地上基幹放送地域（放送法第20条の2第1項第1号の地域をいう。以下同じ。）において、基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下同じ。）の保有及び管理をすること。</p> <p>二 指定地上基幹放送地域において、本協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。</p> <p>2 本協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たって必要があるときは、第1項の規定に基づき出資した子会社（以下「基幹放送局提供子会社」という。）との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いる。</p> <p>3 本協会は、必要があるときは、放送法第85条第1項の総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、基幹放送局提供子会社に対し、指定地上基幹放送地域における地上基幹放送の業務に用いられる中継地上基幹放送局及びこれに附属する放送設備を譲渡する。</p> <p>第53条 （略）</p> <p>第54条 （略）</p> <p>2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第71条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第55条～第57条 （略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第58条 本協会は、<u>第53条</u>第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第59条 （略）</p> <p>第60条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、<u>第76条</u>第1項に規定する場合においては、前事業年度終了の日における受信料の額とする。</p> <p>第61条～第66条 （略）</p> <p>（諮問事項）</p>	<p>第52条 （同左）</p> <p>第53条 （同左）</p> <p>2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第70条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。</p> <p>3・4 （同左）</p> <p>第54条～第56条 （同左）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第57条 本協会は、<u>第52条</u>第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。</p> <p>2・3 （同左）</p> <p>第58条 （同左）</p> <p>第59条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、<u>第75条</u>第1項に規定する場合においては、前事業年度終了の日における受信料の額とする。</p> <p>第60条～第65条 （同左）</p> <p>（諮問事項）</p>
---	---

第67条 (略)

- 2 本協会が第65条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。
- 3 (略)
- 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第65条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

第68条 (略)

(答申等に対する措置)

第69条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第66条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。

- 2 (略)

(組織及び委員の委嘱)

第70条 (略)

- 2 (略)
- 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第65条第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

(国際審議会)

第71条 (略)

- 2 第66条第1項及び第3項、第67条第1項及び第3項、第68条(第4号を除く。)、第69条(第2項第3号を除く。)並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第66条第3項及び第67条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第67条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。

第72条～第80条 (略)

(会計監査人の任期)

第81条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第77条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

第66条 (同左)

- 2 本協会が第64条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。
- 3 (同左)
- 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第64条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

第67条 (同左)

(答申等に対する措置)

第68条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第65条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。

- 2 (同左)

(組織及び委員の委嘱)

第69条 (同左)

- 2 (同左)
- 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第64条第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

(国際審議会)

第70条 (同左)

- 2 第65条第1項及び第3項、第66条第1項及び第3項、第67条(第4号を除く。)、第68条(第2項第3号を除く。)並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第65条第3項及び第66条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第66条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。

第71条～第79条 (同左)

(会計監査人の任期)

第80条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第76条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

第82条・第83条 (略)

(還元目的積立金)

第84条 (略)

2・3 (略)

4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第75条第1項の規定の適用については、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第84条第3項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。

5 (略)

第85条～第87条 (略)

附 則

この定款は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）附則第1条に掲げる規定の施行の日から施行する。

(削除)

第81条・第82条 (同左)

(還元目的積立金)

第83条 (同左)

2・3 (同左)

4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第74条第1項の規定の適用については、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第83条第3項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。

5 (同左)

第84条～第86条 (同左)

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）（以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(受信契約の条項の認可に関する経過措置)

第2条 この定款の第58条第3項各号に掲げる事項のうち、同項第4号イに係る部分の受信契約の条項については、改正法の施行後最初に同項に定める変更の認可を受けるものとして、改正法の施行の日から起算して6か月以内に、総務大臣の認可を受ける。